

平成 24 年度第 4 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 24 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 24 年 11 月 30 日仁淀川町ゆの森別館「多目的ホール」に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 4 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 9 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (6 件)

議案第 10 号…非農地証明願の審議について (4 件)

議案第 11 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について (1 件)

その他

開会 午後 1 時 30 分

事務局 (●●事務局長) 平成 24 年度第 4 回農業委員会定例総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 20 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●●委員 ●●●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 9 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 12 号 (所有権移転)

〔会長 ●●〕 この案件は、●●●●委員が「農業委員会等に関する法律第 24 条」の議事参与

の制限に該当するため、議事に参与できない旨告げる。

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 173 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当の代理農業委員 ●●●●●委員〕

11 月 20 日に、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さん、事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 13 号（所有権移転）

〔会長 ●●〕 退席していた●●●●●さんにご着席を願う。

〔事務局 黒川説明〕

譲渡人は、●●●●●号の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に田 面積 549 m²

同字●●●番 台帳・現況共に田 面積 279 m²

同所字●●●番 台帳・現況共に畑 面積 90 m²

合計 918 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

11 月 22 日に、譲受人の●●●●●さんの奥さん、事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。

5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、賛成多数により許可と決定する。

○受付第14号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 169 m²

譲渡理由は親から子への贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

11月22日に、事務局●●さん立会と現地確認を行う。なお、譲渡人、譲受人には後日確認をとった。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。

2. 現地は、農地であることを確認。

3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。

5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局●●川説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は先ほどの方で、この案件は父からの贈与となっています。

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 296 m²

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

11月22日に、事務局●●さん立会と現地確認を行う。なお、譲渡人、譲受人には後日確認をとった。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

会長より、次の案件から権利取得者が町外となる旨告げる。

(2) 権利取得者が町外

○受付第8号(所有権移転)

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高知市●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に田 面積 264 m²

同所 字●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 81 m²

同所 同字 ●●●番 台帳・現況共に田 面積 238 m²

同所 字●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 42 m²

同所 字●●●●●番 台帳・現況共に田 面積 161 m²

同所同字●●●番 台帳・現況共に畑 面積 49 m²

同所 字●●●●●2557番 台帳・現況共に畑 面積 94 m²

同所同字●●●番 台帳・現況共に畑 面積 120 m²

合計面積 1,049 m²

譲渡理由は、贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11月16日に、譲受人の●●●●●さん、事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、ほぼ週末毎には帰ってきて、常時農業作業に従事していることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさない

ことを確認。

5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第9号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、無職
先ほどの案件と同一の方です。

譲受人は、安芸市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業
土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に田 面積 665 m²

譲渡理由は、贈与となっております。

なお、持分は12分の3となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11月16日に、譲受人の●●●●さん、事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、遠距離の通作となるため毎週末に帰り農業作業に従事することはできていないが、地元の兄弟が耕作しており問題ないことを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

この案件は、30年前から耕作しているが、登記がなされてなく今回申請となったものです。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

〔竹村雄幸委員〕

持分12分の3とはどういうことなのか。

〔事務局 ●●〕

登記簿に記載されている譲渡人の持分が12分の3となっているため、今回の所有権移転は譲渡人の持分のみが対象となるためであります。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 10 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 4 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高岡郡佐川町●●●●番地の●●●●さんとなりますが、
土地所有者は申請人の父である●●●●番地の●●●●さんとなります。

土地の所在は、●●●●●番 面積 1,071 m²

同所同字●●●●番 面積 482 m²

同所字●●●●●番 面積 1,533 m²

全て台帳地目は畑ですが、現況は山林となっています。

合計面積は面積 3,086 m²

昭和 40 年から営農形態の変化により植林となり現在に至っています。

現地の状況は 8 ページ、9 ページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11 月 29 日に現地の確認に、事務局と行ってきました。●●の 2 筆については戸立から横に入って行った所で植林に間違いありません。●●の土地は、●●の向側になり雑木の状態でした。農地への復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第 5 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高岡郡越知町●●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番 面積 292 m²

同所同字●●●●●番 面積 66 m²

全て台帳は田ですが現況は雑種地となっています。

合計面積は 358 m²

平成 12 年から中山間地域の営農形態の変化により水稻栽培をやめ、雑種地となる。

写真は 10 ページです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11 月 22 日に事務局立会のもと現地確認を実施しました。現地の 2 筆は、携帯基地局が既にたっている状況でした。以前は耕作放棄により雑木が生える状況でした。農地への復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第 6 号

〔事務局●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番 面積 1,467 m²

台帳地目は畑ですが、現況は雑種地となっています。

昭和 50 年から造園業者の庭石等の資材置場となっている状況でした。

現地の状況は 11 ページの写真のとおりです。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11 月 22 日に申請者の妻●●●●さん、事務局●●立会のもと現地確認を行ってきました。

現地は、造園業者の大きな庭石や庭木用の木々等でいっぱいのため農地への復旧は困難と思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第 7 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番 面積 23 m²

同所同字●●●●番 面積 82 m²

以上 2 筆については台帳が畑で現況は宅地となっています。

次に 同所同字●●●●番 面積 39 m²

同所同字●●●●番 面積 198 m²

同所同字●●●●番 面積 148 m²

以上 3 筆については台帳が畑で現況は雑種地となっています。

5 筆合計面積は 490 m²

昭和 45 年から営農形態の変化により工場用地として利用し現在工場跡地としてコンクリートの基礎部分等になっています。

現地の状況は 12 ページ、13 ページの写真のとおりです。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11 月 11 日に、申請人の●●●●さん、事務局立会のもと現地確認を実施しました。現地は工場用地として利用していましたが、現在は取り壊し基礎部分のコンクリートとなっています。今後農地として耕作は困難と認められます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第 11 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

○受付第 3 号

[事務局●●説明]

申請人は、南国市●●●●●番地の●●●●●

土地の所在は、●●●●●番

地目は、畑で現況は雑種地です。

こちらの土地は既に携帯無線基地が建っていますが、申請と並行して実施することができますので申し添えます。

変更理由は、●●地区及び周辺地域に移動通信サービスの拡大を行うために、地上高 14.9m のコンクリート柱を建設し、無線装置及び電源設備を収容した中継函等を設置するためとなっております。

現地の建設前の状況は次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●委員]

現地につきましては、11 月 29 日に確認しました。現地は地元ですので普段からよく知っている地区で、当地区ではここ以外に適地はなく、また周辺農地への影響についても集落入口の影地でもあり、影響はないものと判断され、この農用地除外は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく承認とする。

その他

○全国農業新聞の購読について

事務局より、高知県農業会議より農業委員でまだ全国農業新聞を購読されてない方は是非購入していただくよう、新聞購読者の加入推進を図る。

[会 長] 以上で平成 24 年度第 4 回農業委員会を閉会する。

閉会 午後 2 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員